

令和2年9月7日

令和2年第3回定例会以降の議会運営について（案）

1 本会議・委員会・幹事長会対応について

本会議、4常任・5特別委員会、議会運営委員会、幹事長会については、令和2年6月17日開会の幹事長会及び議会運営委員会で確認された「令和2年6月18日以降の当面の議会運営について」に基づいて対応します。

なお、十分な換気が可能であるため、休憩は従来どおり、適宜取る扱いに統一します。

2 予算・決算特別委員会対応について

- (1) 予算・決算特別委員会については、これまでどおり、全委員が出席することとします。
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策の観点から、説明員の出席は、必要最小限の出席を原則とし、区長は、款別審議に出席しないものとします。副区長及び教育長は、原則として担当事項に関する款別審議に出席することとします。
- (3) 委員会室への説明員以外の職員の入室は、必要最小限とすることとします。
- (4) 適宜、休憩を取ることとします。
- (5) 委員会室の座席は間隔をあけて着席し、常に換気に努めることとします。
- (6) 委員会室に入室する際は、手指消毒をすることとします。
- (7) 委員会室内では、常にマスク又はフェイスシールドを着用することとします。
- (8) 質問者席及び答弁者席にアクリルパネルを設置するため、質問者及び答弁者ともに起立して発言することとします。また、総括質問の際は、質問者及び答弁者ともにマスク等を外して発言することを可能とします。
- (9) 委員及び説明員は、委員会の当日に検温を実施し、発熱、咳等の症状がある場合は、出席を控えることとします。
- (10) 傍聴者については、健康状態の確認、手指消毒及びマスク等の着用に協力いただき、座席の間隔をあけて着席していただくこととします。